

遊 漁 規 則

(第 1 7 号第 5 種共同漁業権)

新 見 漁 業 協 同 組 合

〒718-0016

住所 岡山県新見市金谷1137-2

電話 (0867) 72-2570

FAX (0867) 72-5550

<http://www.niimi-gyokyou.com>

E-mail=niimi-info@niimi-gyokyou.com

新見漁業協同組合内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、新見漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた、内共17号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている別表第1に掲げる水産動物の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の額及び納付義務等)

第2条 この漁場区域内で遊漁しようとするときは、別表第2の中欄に掲げる漁具・漁法によって左欄の等級別に右欄の遊漁料を納付（オンラインシステムでの納付を含む。）しなければならない。

2 別表第2の左欄の特等(A)・特等(B)の遊漁をしようとする者は、漁具・漁法・魚種・遊漁区域・遊漁期間及び遊漁の内容を記載した様式第1号の遊漁承認申請書を提出し、又、その他の遊漁をしようとする者は口頭で申し出て、組合の承認を受けなければならない。但し、当該遊漁をしようとする者は、次の資格を有するものでなければならない。

- (1) この規則に違反する遊漁をしたことのない者。
- (2) 組合が第3項の定めにより適当と認めた者。

3 組合は、前項の申請があったときは当該遊漁の承認により水産動物の採捕又は漁業調整上支障があると認める場合を除き当該申請を承認するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず未就学の幼児及び小学生は無料とし、中学生は特等及び1等については別表第2に定める遊漁料の2分の1に、2等及び3等については無料とし、満70才以上の者は3等漁法に限り無料とする。ただし、遊漁料を2分の1とする場合は10円未満は切り捨てた額を当該遊漁料とする。また、1等のアマゴ釣及び2等のアマゴ釣に限り、中学生、高校生及び女性は無料とする。

5 第1項の別表第2の左欄に掲げる特等(A)は特等(B)・1等及び2等・3等の、特等(B)は1等及び2等・3等の、1等は2等及び3等の、2等は3等の遊漁をすることができる。

6 第1項及び第4項に掲げる遊漁料は、組合事務所若しくは組合の指定する場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいてに納付しなければならない。ただし、特等(A)、特等(B)を除く遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に、当該遊漁料に1,000円を付加したものを納付することができるものとする。

(禁止漁具、漁法)

第3条 岡山県内水面漁業調整規則に定められたもののほか、次に掲げる漁具・漁法によって遊漁してはならない。

- (1) てこばね、石うち、げんのう打、水そこつき漁法。
- (2) 夜間ヘッドランプその他電光及び光線を用いて曳水器による漁法。
- (3) 定置漁業類似の漁法。
- (4) アクアラングを使用して行う漁法。

(従事者の制限)

第4条 別表第3の左欄に掲げる漁具・漁法で遊漁をする場合の補助員は、右欄に掲げる員数以内でなくてはならない。

2 補助員は、特等(B)以上の遊漁承認証を有する者でなければならない。

(遊漁期間の制限)

第5条 別表第4の(ア)欄の漁法で(イ)欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ(ウ)欄の期間内及び(エ)欄の区域内でしなければならない。

2 組合は、解禁指定日を決定したときは、新聞に掲載し又は組合掲示場に公示するものとする。

(禁止区域)

第6条 別表第5の左欄に掲げる区域においては、右欄に掲げる期間は遊漁することができない。

(全長制限)

第7条 別表第6の左欄に掲げる魚種について、それぞれ右欄に掲げる全長以上のものを採捕してはならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項及び第4項の規定により遊漁料の納付を受けたときは、様式第2号の遊漁承認証を交付するものとする。なお、オンラインシステムで納付を受けたときは、当該オンラインシステムにより発行したものを遊漁承認証とする。

2 遊漁者は、遊漁するときは遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者に迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うものとする。

2 漁場監視員は、様式第3号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者の処置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料は払い戻しをしないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可の日（令和6年 1月 1日）から施行する。

別表第1

漁業権の対象となっている水産動物
あゆ、うなぎ、あまご（ひらめ）、はえ、わかさぎ

別表第2

等 級	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料 金	
		年 間	1 日
特等(A)	鯉罟網、定知網、あゆ刺網、鯉刺網、うなわ、うさお、視水器操(突)、 棒付網、あゆきぐり、この他特等(B)・1・2・3等に属する漁法	円 25,000	
特等(B)	投網 この他1・2・3等に属する漁法	円 15,000	
1 等	待網、丸にも、あゆ竿釣、うなぎかごづけ、夜ぼり、つけ針、 この他2・3等に属する漁法	円 12,000	円 3,500
2 等	あまご（ひらめ）、うなぎ各釣 この他3等に属する漁法	円 5,000	円 2,000
3 等	はえ、わかさぎ各釣	円 2,000	円 700

わかさぎ釣において船を使用する場合は、遊漁料金に1日1,000円を加算する。
消費税は外税とする。

別表第3

漁 具 ・ 漁 法	補 助 員
う な わ	3 名
う ど お	2 名

補助員は特等(B)以上の遊漁承認証を有する者でなければならない。

別表第4

(ア)漁法	(イ)魚 種	(ウ)期 間	(エ)区 域
刺 網 建切網 枠待網	鮎	自組合解禁指定日 至 11月30日	全域(但し、指定区域を除く)
	鮎、あまご(ひらめ)を 除く全魚種	自組合解禁指定日 至 2月 末日	同 上
投 網	鮎	自組合解禁指定日 至 11月30日	同 上
	鮎、あまご(ひらめ)を 除く全魚種	自組合解禁指定日 至 2月 末日	同 上
竿 釣	鮎	自組合解禁指定日 至 11月30日	同 上
	あまご(ひらめ)	自組合解禁指定日 至 8月31日	同 上
	鮎、あまご(ひらめ)を 除く全魚種	自 1月 1日 至 12月31日	同 上
視水器掛	あまご(ひらめ)を除く全 魚種	自組合解禁指定日 至 11月30日	同 上
鮎さぐり	鮎	自組合解禁指定日 至 9月30日	全域(但し、指定区域を除く)
丸たも 待 網	あまご(ひらめ)を除く全 魚種	自組合解禁指定日 至 12月31日	同 上
夜ぼり	あまご(ひらめ)を除く全 魚種	自 1月 1日 至 12月31日	同 上

理事は漁業調整上必要があると認めるときは、魚種、漁法、区域を限定し、別の遊漁期間を設けることができる。

別表第5

	区 域	期 間
1	新見市西方462番地と同市高尾2423番地と結んだ 線に設けられている消防水利堰より下流、新見市 西方444番地と同市高尾2457の7番地を結んだ 消防水利堰に至る区域	1月 1日から
2	新見市正田、正田橋より上流及び各支流でのう縄、 う竿による漁法	12月31日まで

3	新見駅前禁漁区下流井堰より新見市役所横、新金谷橋上流端まで	1月1日より12月31日まで。(但し、竿釣り、夜ぼり、丸たも、うなぎかごつけ、うなぎ釣り、つけ針については行うことができる。)
4	熊谷川江戸橋上台流点より上流小川橋下流端まで	
5	新見市神郷油野、笹原大橋より上流全域	11月1日より翌年あまご(ひらめ)漁組合解禁指定日時まで
6	新見市人佐小坂部、河内橋より上流全域	
7	新見市下熊谷、法木橋より上流全域	
8	新見市高尾、向田橋より上流全域	11月1日より翌年あまご(ひらめ)漁組合解禁指定日時まで但し、長袋、わかさぎの竿釣り、たも網については行うことができる。
9	新見市唐松川台橋より下流全域 (但し、既に他に指定されている区域は除く。)	あゆ解禁日より組合解禁指定日時まで(但し、素ガケを除く竿釣り、夜ぼり、丸たも、うなぎかごつけ、うなぎ釣り、つけ針については行うことができる。)
10	新見市正田、正田橋より上流全域 (高梁川) 新見市正田、正田橋より上流全域 (本郷川) 新見市金谷本郷川合流点より上流全域 (西川) 新見市唐松高梁川合流点より上流全域 (小坂部川) (但し、既に他に指定されている区域は除く。)	12月1日より翌年組合解禁指定日時まで(但し、竿釣り、夜ぼり、うなぎかごつけ、うなぎ釣り、つけ針については行うことができる。)

別表第6

(ア) 魚 種	(イ) 全 長
う な ぎ	全 長 20.0cm
あまご(ひらめ)	" 15.0cm

様式第1号

遊 漁 承 認 申 請 書

下記のとおり遊漁したいので、遊漁規則第2条第2項の規定により
承認くださるよう願います。

令和 年 月 日

新見漁業協同組合

代表理事組合長

殿

住所

氏名

記

- 1 漁具・漁法
- 2 魚種
- 3 遊漁区域
- 4 遊漁の期間
- 5 遊漁の内容

表

顔 写 真	遊漁承認証 発行者 岡山県新見市金谷 1137-2 新見漁業協同組合 TEL 0867 (72) 2570 No. 等 円 (遊漁料 円 消費税 円)		
住 所	市 郡	町	番地
氏 名	年 令		才
有効期間	自、令和 年 3 月 1 日 - 至、令和 年 2 月末日		
発行月日 令和 年 月 日	取扱所		印

裏

注 意 事 項
1 本証は、遊漁中は必ず携帯すること。 2 漁場監視員の要求があったときは、提示すること。 3 遊漁中に本証の携帯なき場合は、無承認とみなし遊漁規則に従い遊漁料を徴収する。 4 遊漁中に違反行為をした者は、遊漁規則に基づき相当の措置をすることがあるので違反のないよう遊漁されたい

表

No.			
漁場監視員証			
住 所	市 郡 町 番地		
氏 名		年 令	才
有効期間	自 令和 年 3 月 1 日～至 令和 年 2 月末日		
上記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。 令和 年 月 日 新見市金谷1137の2 新見漁業協同組合 代表理事組合長 印			

裏

注 意 事 項
1 漁場監視中は、本証を必ず携帯すること。 2 遊漁者の漁具、漁法等を調べようとするときは本証を提示して行わなければならない。